

食品安全行政の充実強化についての意見

2008年8月28日
全国消費者団体連絡会

このたびの臨時国会では、消費者行政新組織（以下新組織）の創設を柱とする消費者行政の抜本的改革に関わる法案が審議されます。

検討においては食品偽装表示事件の多発や中国製冷凍餃子による中毒事件の発生などを受けて食品安全行政の強化が大きなテーマとなり、今後のあり方としては緊急情報の一元的集約と迅速な対応をはかるためのしくみの整備や、食品表示に関連する法律の新組織への移管などが打ち出されました。

また、食品安全委員会については、リスク評価専門機関として独立的・中立的に機能を発揮するために新組織に組み込まず、別組織とされることになりました。

食品安全行政については、BSE問題などの食品の安全をめぐる様々な問題を契機に、2003年に食品安全基本法を始めとした法整備が行われ“リスク分析”が導入されました。

以来5年間に食品安全委員会は600を超えるリスク評価を行い、リスク管理機関による管理が進められてきました。同時に評価や管理については、意見募集や意見交換会など様々な形でリスクコミュニケーションが実施されてきました。

こうした取り組みによって、日本における食品安全に係る施策は飛躍的に前進し、透明性も高まりました。

全国消団連は、こうした食品安全行政の前進を評価していますが、このたびの新組織の創設をより効果的に機能させるために、以下の点についての更なる検討が必要だと考えます。

1. “リスク分析”のしくみをいっそう充実させるため食品安全委員会の強化が必要です

食の安全を脅かす様々な事件が発生する中で、この間食品安全委員会の委員構成や評価項目の設定、公開性、リスクコミュニケーションの進め方、情報発信のわかりやすさ、事務局の構成などについて多くの指摘が出されています。また食品安全委員会に対する国民の信頼や関心は創設当時に比べそれほど高まっていないとも言われています。

これは、“リスク分析”導入で目指した科学的な評価とそれに基づく施策の実行・管理をリスクコミュニケーションによって全ての関係者が共有し、ともにリスクの低減を図っていくという趣旨がまだまだ十分に浸透し達成されていないことを意味しています。

食品安全委員会が、幅広い消費者の声を受けてリスク評価を実施し、コミュニケーションの充実をはかり、消費者の信頼を得ていくためには財政基盤や体制の強化を図り、十分に機能できるようにする必要があります。

その上で、新組織が食品安全委員会との連携を強め、とりわけリスクコミュニケーションの実効性を高めていくために役割を果たしていくことが重要です。

2. 食品の安全にかかわる府省庁および地方自治体のいっそうの連携強化が必要です

新組織の創設によって、緊急時対応のしくみの構築などをはじめ食品の安全確保体制がいっそう充実強化されることが求められています。

それを実効性あるものにしていくためには、必要な場合には新組織自身が法執行できるようにする体制整備等とあわせて、厚生労働省や農林水産省、環境省、そして地方自治体など、日常的に食品の安全に関わっている行政組織の連携とそれぞれの組織の消費者目線に立った業務執行が欠かせません。それぞれのリスク管理機関としてのリスクコミュニケーションのさらなる充実と推進も重要なテーマです。

連携を強化することによって、各機関の科学的専門性や知見、機動力を活用し食品の安全を確保していく必要があります。

また食品の安全を確保していく上では、消費者自身の知識やスキルの向上が重要であり、「食育」推進のために文部科学省や関係機関との連携も必要になります。

新組織は、こうした連携の強化に向けて十分に役割を果たしていくべきです。

以上